



平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会社名 日本ヒューム株式会社  
代表者名 取締役社長 高尾 重道  
(コード番号：5262 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 野村 静夫  
[TEL. 03-3433-4111(代表)]

## **定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記の通り「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 125 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

取締役会設置会社においては、取締役会決議をもって新株予約権の無償割当てを行うことが可能とされております（会社法第 278 条第 3 項）が、当社は、買収防衛策における対抗措置のひとつとして、必要で相当な範囲において新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆様のご意思を可能な限り反映させることが望ましいと考えております。

当社が買収防衛策としての新株予約権の無償割当てを行う場合には、取締役会決議のみをもって行うほか、株主総会決議または株主総会決議による委任に基づく取締役会決議により行うことが可能となるよう、条文を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

#### 3. 実施期日

平成 20 年 6 月 27 日開催の第 125 回定時株主総会において、定款変更案が承認可決されることを条件に、同日実施いたします。

なお、買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.nipponhume.co.jp>) に掲載されております「会社の支配に関する基本方針および当社株式の大規模買付に関する対応策（買収防衛策）に関するお知らせ」（平成 20 年 3 月 21 日）をご参照ください。

以 上

【別紙】

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第11条～第40条 (条文省略)</p>	<p><u>(新株予約権無償割当てに関する事項の決定)</u></p> <p>第11条 <u>当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することができる。</u></p> <p>第12条～第41条 (現行どおり)</p>